

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年9月1日
(第37期)	至	2021年8月31日

株式会社地域新聞社

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	5
5 従業員の状況	5

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2 事業等のリスク	7
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
4 経営上の重要な契約等	15
5 研究開発活動	15

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要	16
2 主要な設備の状況	16
3 設備の新設、除却等の計画	17

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(5) 所有者別状況	23
(6) 大株主の状況	23
(7) 議決権の状況	23
2 自己株式の取得等の状況	24
3 配当政策	24
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	25
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	25
(2) 役員の状況	28
(3) 監査の状況	30
(4) 役員の報酬等	32
(5) 株式の保有状況	32

第5 経理の状況

1 財務諸表等	
(1) 財務諸表	34
(2) 主な資産及び負債の内容	51
(3) その他	53

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1 提出会社の親会社等の情報	55
2 その他の参考情報	55

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月26日
【事業年度】	第37期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 旬
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松川 真士
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 松川 真士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月
売上高 (千円)	3,955,539	4,069,740	3,992,159	3,258,466	—
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△152,081	21,884	45,447	△281,411	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△161,476	1,837	22,235	△332,295	—
包括利益 (千円)	△161,476	1,837	22,235	△332,295	—
純資産額 (千円)	439,933	438,083	456,045	118,194	—
総資産額 (千円)	1,618,502	1,523,694	1,501,534	1,366,658	—
1株当たり純資産額 (円)	238.62	237.62	247.39	64.11	—
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△87.58	0.99	12.06	△180.26	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	27.2	28.8	30.4	8.6	—
自己資本利益率 (%)	△30.9	0.4	4.9	△115.7	—
株価収益率 (倍)	—	539.69	73.78	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△42,517	△64,191	95,483	△306,175	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△48,789	△44,255	29,938	38,970	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△141,713	△3,385	△99,509	377,001	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	616,176	504,345	530,258	640,054	—
従業員数 (人)	215	205	212	199	—
(外、平均臨時雇用者数)	(105)	(93)	(89)	(89)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第34期及び第35期は潜在株式が存在しないため、第33期及び第36期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第33期及び第36期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 当社連結子会社であった株式会社ショッパー社は当事業年度中に清算終了したことから、連結子会社が存在しなくなりました。このため、第37期より連結財務諸表を作成していないため、連結経営指標等については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月
売上高 (千円)	3,234,146	3,361,532	3,253,379	2,674,214	2,788,407
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△122,905	26,597	42,247	△303,862	△50,020
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△130,480	8,890	19,836	△348,106	△86,869
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	203,112	203,112	203,112	203,112	228,114
発行済株式総数 (株)	1,843,800	1,843,800	1,843,800	1,843,800	1,907,500
純資産額 (千円)	447,701	452,903	468,466	114,803	81,282
総資産額 (千円)	1,456,014	1,394,279	1,360,923	1,264,626	1,334,319
1株当たり純資産額 (円)	242.83	245.66	254.13	62.28	40.86
1株当たり配当額 (円)	2.0	2.0	3.0	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△70.77	4.82	10.76	△188.84	△46.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.7	32.5	34.4	9.1	5.8
自己資本利益率 (%)	△25.3	2.0	4.2	△119.4	△90.1
株価収益率 (倍)	—	111.57	82.71	—	—
配当性向 (%)	—	41.5	27.8	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	60,513
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△119,360
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	175,840
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	702,584
従業員数 (人)	168	171	177	169	170
(外、平均臨時雇用者数)	(92)	(79)	(78)	(78)	(72)
株主総利回り (%)	78.9	103.2	170.9	158.5	129.5
(比較指標: JASDAQ INDEX グロース) (%)	(121.3)	(121.1)	(90.3)	(81.3)	(79.5)
最高株価 (円)	560	642	5,000	1,199	1,109
最低株価 (円)	392	393	552	403	640

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第34期及び第35期は潜在株式が存在しないため、第33期及び第36期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第37期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第33期、第36期及び第37期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第33期、第34期、第35期及び第36期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所 J A S D A Q (グロース) におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1984年 8 月	有限会社八千代地域新聞社（出資金2,000千円）を設立
1984年 9 月	「地域新聞」八千代台版を創刊
1987年 5 月	組織変更し、株式会社八千代地域新聞社（資本金2,000千円）を設立
1988年 1 月	本社を千葉県八千代市高津488番地 2 に移転
1988年 7 月	商号を株式会社地域新聞社に変更
1994年 8 月	本社を千葉県八千代市八千代台北10丁目23番36号に移転
1997年 8 月	本社を千葉県八千代市高津678番地 2 に移転
2007年10月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所 J A S D A Q 市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所 N E O 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q（グロース）（現 東京証券取引所 J A S D A Q（グロース））に株式を上場
2013年 7 月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（グロース）に株式を上場
2014年12月	株式会社東京新聞ショッパー社の発行済株式の全てを取得し連結子会社化し、株式会社ショッパー社に商号変更
2015年11月	本社を千葉県船橋市湊町一丁目 1 番 1 号に移転
2020年11月	本社を千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号に移転
2021年 8 月	株式会社ショッパー社清算終了

3【事業の内容】

当社の事業は、広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業により構成されております。

なお、当社はセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。それぞれの事業の内容は次のとおりであります。

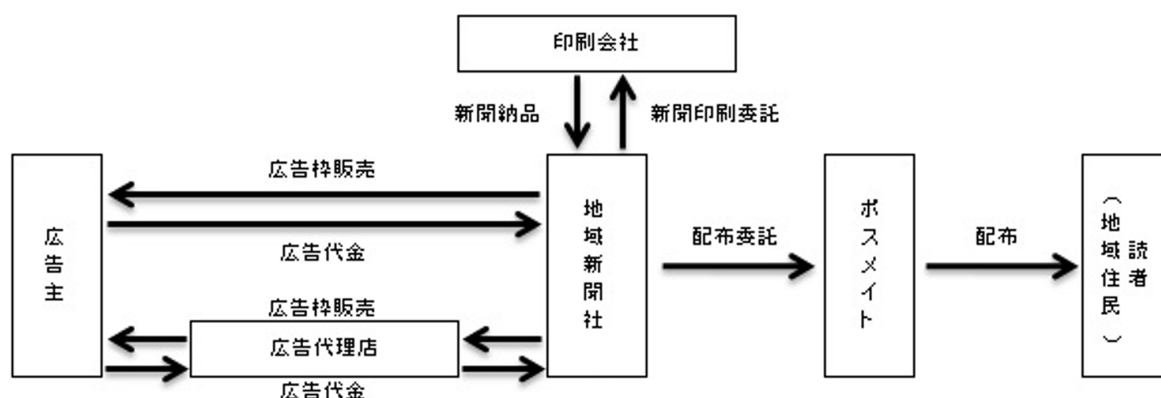
(1) 新聞等発行事業

当社が発行する「ちいき新聞」は購読料のかからない地域情報紙（以下「フリーペーパー」という。）であり、当社は「ちいき新聞」紙上に発行エリア（版、注1）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を当社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、6か所の事業所（八千代支社、成田支社、船橋支社、千葉支社、柏支社、越谷支社）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社は行政区画と広告主の商圈を考慮し、「ちいき新聞」の1発行エリア（版）当たりの標準世帯数を4万世帯前後としており、当該前提に従って当社の事業エリアである千葉県（主に千葉県北西部地域を中心として）、埼玉県（主に埼玉県南東部地域を中心として）、及び茨城県（主に茨城県南西部を中心として）を45版に細分し、1発行当たり201万部（2021年8月31日現在、注2）の「ちいき新聞」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。

なお、新聞の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、新聞の配布方法は、原則として戸別配布員（ポストメイト、注3）によって構成される当社独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

〔事業系統図〕

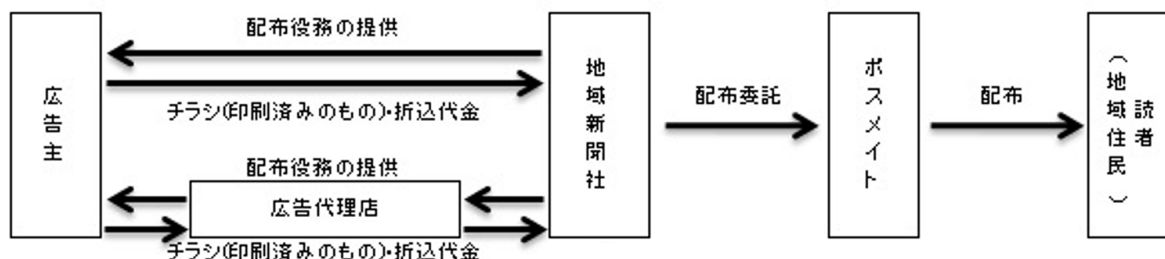


(2) 折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社が発行する「ちいき新聞」にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシはあらかじめ顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社は折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「〇〇町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

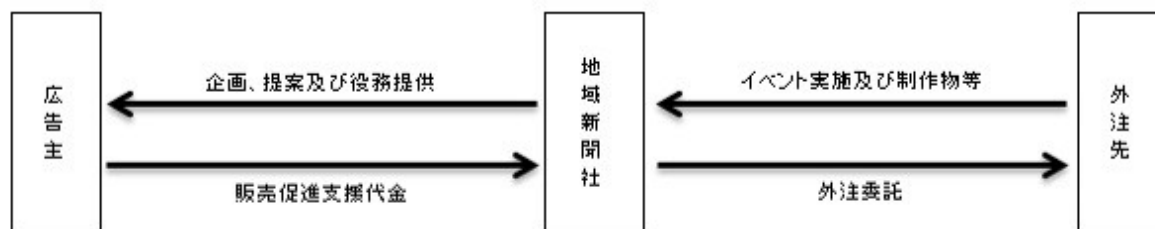
〔事業系統図〕



(3) 販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、前述の新聞等発行业や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。

〔事業系統図〕



(4) その他の事業

その他の事業として、WEB広告やホームページ作成などのWEB事業、教養、趣味及び娯楽等を顧客に教授し入会金及び受講料を収受するカルチャースクール運営事業等、当社加盟基準を満たした優良な外壁塗装工事等の業者をお探しの依頼者に紹介するマッチング事業、千葉県内で採れた有機野菜セットを販売する通信販売事業を行っております。

- (注) 1. 「ちいき新聞」の発行に係る最小単位であります。
 2. 「ちいき新聞」2021年8月27日発行号に係る発行実績であります。
 3. 「ちいき新聞」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。

4 【関係会社の状況】

連結子会社であった株式会社ショッパー社は、当事業年度中に清算終了したため、当事業年度末に該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
170 (72)	37.1	7.2	3,905

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（8時間／日 換算）を記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. セグメント情報との関連は、セグメント情報の記載を省略しているため記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「人の役に立つ」であります。以下は、当社の経営理念付帯文からの抜粋であります。

- ①働く人達の役に立つ 豊かな生活と生きがいを生み出す場を確保し続ける
- ②地域社会の役に立つ お客様・読者・業者・社会に喜ばれる事業を行い続ける
- ③国家の役に立つ 利益を生み税金を納め続ける

人がこの世に生まれ、生きて行く上でいつも心がけるべきは、自分以外の人のために自分を役立たせることである。

会社とはこのことを実践するための最高の手段であり、道具である。

このことから会社とは広義において奉仕活動である。

ゆえに会社は理念に基づき活動の範囲を広げる努力をし続けなければならない。

つまり、成長と拡大を行い続ける義務と責任があるのである。

この理念のもとに全情熱を傾けて事業を行うことは大いなる善であると確信する。

(2) 目標とする経営指標

当社が重視している経営指標は、売上高及び売上高経常利益率であります。特に売上高経常利益率につきましては、中長期的には10%を目標としております。そのためには、既存事業のみならず、付加価値の高い新規事業への挑戦を行い、顧客満足度を高めることにより、売上高及び売上高経常利益率の向上を図ってまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、働く人たち、地域社会及び国家の役に立つことを目標に掲げております。具体的には、従業員の物心両面の幸福を追求すること、全てのステークホルダーの成長と発展に寄与すること、また、地域社会を活性化し社会貢献することを理念に掲げ、価値ある情報を届け地域と一人ひとりに豊かさや感動を創り出すことをビジョンとし、事業活動を行なっております。

また、中期経営戦略として①コア事業強化による安定収益確保、②HR事業領域の拡大、③WEB事業の販売力強化を中心に事業を行ってまいります。

(4) 経営環境

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、媒体及びターゲットの多様化が進んでおりますが、紙媒体だけでなくインターネット広告との価格競争が恒常化するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、広告出稿の減少など当社の経営環境は更に厳しさを増している状況であります。

今後の当社の経営環境につきましては、新型コロナウイルスの終息時期等を予測することは困難ではありますが、「人の役に立つ」という経営理念の基、「Withコロナ」時代におきましても、地域社会の皆様との良きパートナーとして存在し続けるべく、コア事業強化による安定収益確保、求人事業及び人材紹介事業などHR事業領域の拡大と成長領域へのリソース集中投下、徹底的なコスト削減、WEB事業の販売力強化、行政案件の受託増と社会課題解決、市場から見た企業価値向上と資金調達に取り組んでまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、地域新聞社が発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を地域新聞社が制作して、一連のサービスの対価を当該顧客から収受する「新聞等発行事業」をはじめ、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、3県に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

当社は、今後も引き続き前述の広告関連事業を主たる事業とし、3県における事業展開を行い、更なる業容の拡大を図るに当たり、コア事業強化による安定収益確保、求人事業・人材紹介事業などHR事業領域の拡大、成長領域へのリソース集中投下、徹底的なコスト削減、WEB事業の販売力強化、行政案件の受託増と社会課題解決、市場から見た企業価値向上、資金調達等の課題に取り組んでまいります。なお、詳細につきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (5) 重要事象等について」をご参照ください。

2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性に係る事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に係る投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は本株式に対する投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

なお、文中における将来に係る事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業について

① 広告関連市場の動向の影響について

当社が展開する事業のうち、広告関連事業である新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業の3事業の合計売上高が当社の総売上高に占める割合は、2017年8月期において95.6%、2018年8月期において95.2%、2019年8月期において94.6%、2020年8月期において94.6%、2021年8月期においては93.4%をそれぞれ占めております。

なお、現在のところ、広告関連市場は成長期から成熟期へ移行したと考えられ、業績の二極化の傾向にあり、他社との差別化戦略を進めることがこれまでの当社の業績の拡大に寄与してきたものと評価しておりますが、今後も当該変化が継続し、当社の事業、業績又は財政状態にプラスの影響を与え続ける保証はありません。

また、景況の悪化に伴う広告需要の減少によりもたらされる当社の事業、業績又は財政状態への悪影響を軽減すべく、当社は特定の業種及び企業規模に偏らない顧客開拓や、広告関連市場と関連性が薄い事業の育成を検討しておりますが、当社のこれらの対応が不十分である場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

② 競合について

a. 新聞等発行事業に係る競合について

フリーペーパー市場は、WEBやSNSを始めとした広告媒体の多様化により、成長期から成熟期へ移行したと考えられ、2021年8月31日現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても競合紙（誌）は多数あり、当該競合紙（誌）間において激しい競争が行われております。また、今後、編集や配布のノウハウを有する新聞社及び出版社等や、豊富な事業資金を有する異業種の事業者がフリーペーパー市場に参入してくる可能性もあります。

当社は独自のフリーペーパー編集方針、発行エリア（版）設定方針及びフリーペーパー配布方針を堅持することにより、フリーペーパー市場における当社の競争優位性を確保していく所存であります。

しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて競合紙（誌）がそれらと同様の方針を採用した場合には、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る競合について

折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業についても、現在、それぞれが属する市場の成長率は鈍化しており、両事業とも競合者は少なく、2021年8月31日現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても激しい競争が行われております。

当社は、企画力や提案力を背景としたサービス品質の一層の向上、きめ細かな営業活動の展開等を通じてこれらの市場における競争優位性を確保していく所存であります。しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 「ちいき新聞」の発行遅延、不発行等について

当社が発行するフリーペーパーである「ちいき新聞」は、広告掲載の申込から紙面制作及び印刷を経て、当該新聞の配布を完了するまでに1週間を要しております。このうち、ほぼ内製化された紙面制作までの過程においては業務管理システムのバックアップ（注1）、制作環境（注2）の統一等、考えられる範囲において紙面制作上起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じておりますが、紙面制作完了までの期間において当社や制作に係る一部外注先のシステムサーバ（バックアップ分を含む。）に回復困難なトラブルが発生し、又は当社や制作に係る一部外注先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ、速やかな復旧が困難である場合には、結果として「ちいき新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延又は未配布という事態が惹起される可能性があります。

また、当社は「ちいき新聞」の印刷や配布を外注先にそれぞれ完全委託しており、これらの委託先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ、速やかな復旧が困難である場合には、「ちいき新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延又は未配布という事態が惹起される可能性があります。

このように、「ちいき新聞」の制作から配布完了までの期間において前述のような事態が発生すれば、当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれ、その結果として広告収入の減少等を招来するおそれがあり、そのような場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 業務管理システムのバックアップの主な内容については、「(3) ⑥ 業務管理システムについて」の記載内容をご参照ください。

2. 紙面の制作環境とは、当社の編集部において「ちいき新聞」に掲載する広告や報道記事を制作及び編集するための一連のハードウェア及びソフトウェア並びにその有機的なつながりを指しております。

また、制作環境の統一とは、編集部内において各人の制作環境を統一することをいいます。

④ 印刷用紙の調達価格の変動について

「ちいき新聞」の原材料である印刷用紙は市場における流通量が多く、かつ、取扱業者数も多いため、供給量及び価格は比較的安定しております。また、当該印刷用紙は当社の新聞印刷の依頼先である印刷業者が仕入れており、当該業者は印刷用紙の調達先（メーカー）との間で常に価格交渉を行い、市況等の変動に起因する仕入価格の高騰リスクの回避に努めております。

しかしながら、製紙原料価格の予想外の変動等により印刷用紙の調達価格が今後高騰した場合には、紙媒体の発行を主たる事業とする当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

① 広告関連事業に係る法的規制等について

当社の広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）には事業そのものに係る業法規制こそないものの、様々な法的規制が設けられております。

これらを直接規制する主な関連法令としては、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、知的財産権法、著作権法、商標法、公職選挙法等が挙げられ、また、薬事法、宅地建物取引業法、特定商取引に関する法律等のように、顧客の業種等に係る規制法令が間接的に当社の広告関連事業を規制する例も少なくありません。さらに、「ちいき新聞」や配布するチラシ等に掲載する広告の方法や内容等については、広告主、当社ともに前述の法令以外に各業界団体の自主規制が存在する場合があります。

当社は、新聞等発行事業において報道記事を制作及び掲載する際には、当社が制定した取材及び編集業務用マニュアルの規定に従って記事の執筆、紙面の編集及び制作を行い、事実を正確に、偏ることなく読者に伝えるよう努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害し、又は公職選挙法等の法令に抵触する内容の記事とならないよう、細心の注意を払っております。また、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業において広告を制作し、当該広告を「ちいき新聞」紙面やチラシに掲載するに際しては、当社が制定した広告掲載基準や校閲校正業務用マニュアルの規定に従って広告の制作及び校閲、校正を実施することにより、前述の法令や自主規制に係る違反や第三者の知的財産権の侵害に係る未然防止に努めております。

しかしながら、「ちいき新聞」紙面に万一事実と異なる内容や、読者に混乱や誤解を与える表現を含む記事や広告が掲載された場合、又は第三者の知的財産権を侵害したり、前述の法令や自主規制に抵触する内容の記事や広告が掲載された場合には当社は社会的信用を失い、訴訟を提起され、又は何らかの行政処分等を受ける等の事態が惹起される可能性があり、その場合には当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれることによる広告収入の減少等並びに当該訴訟等の動向又は結果が、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令や自主規制の強化、改正又は解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② その他の事業に係る法的規制等について

カルチャースクール運営事業については、事業を規制する法令等は特に見当たらないものの、当該事業を展開する事業者として、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等の一般法令の規制の適用を受けております。

通信販売事業については、景品表示法、JAS法、特定商品取引法及び個人情報保護法などによる法的な規制を受けております。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令の強化、改正又は解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の経営について

① 「ちいき新聞」の発行エリア（版）の展開及び撤退の方針について

当社は、一定の発行エリア（版）ごとに「ちいき新聞」を発行しており、2021年8月31日現在において、「ちいき新聞」は6支社の下に45の発行エリア（版）が存在しております。

なお、発行エリア（版）を新設し、継続的に「ちいき新聞」を発行し続けるために、当社はその紙面発行費用（営業、制作及び編集等に係る人件費、紙面の印刷や配布に係る費用等）を負担しなければならず、また、発行エリア（版）を新設する際に新たな営業拠点となる支社等をも新設した場合には、前述の紙面発行費用に加えて当該支社等の開設費用をも負担する必要がありますが、発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」創刊以降、これらの費用以上の広告収入を獲得するまでの期間においては、当該発行エリア（版）単独での黒字化は困難であります。

したがって、当社は発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」の創刊に当たり、広告収入のより効率的な獲得を目指して地域密着型のきめ細かい営業活動を行う等の施策を実施して、当該発行エリア（版）単独の収益性の向上に努めております。

しかしながら、当該発行エリア（版）進出後に何らかの事由で住民の流出が進み、当社の顧客がその商圈に魅力を感じなくなる等、当該発行エリア（版）の地域特性の変化等に起因して広告受注が拡大しない場合、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続し、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続した場合、当社は当該発行エリア（版）における新聞等発行事業から撤退する可能性があります。今後、当該事態が惹起された場合には、当該発行エリア（版）の新設及び当該発行エリア（版）における「ちいき新聞」創刊に係る費用、また、場合によっては新たな営業拠点として開設した支社等の開設費用の回収が大幅に遅延し、又は回収できず、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 広告媒体の多様化への対応について

当社が発行する「ちいき新聞」は、読者の生活に密着した地域の情報を伝え、広告主にとっては細分化された比較的狭小な発行エリア（版）の中から広告掲載エリアを任意に選択して機動的な広告戦略を採ることができるというメリットを有していることから、当社は今後も紙媒体であるフリーペーパーの発行を継続していく方針であります。

一方、近年においては電子広告等の新たな広告媒体の発展が著しく、今後は当社の新聞等発行事業対象地域の拡大に合わせ、紙媒体である「ちいき新聞」とは別に、インターネット等の電子媒体を通じた事業対応を実施する必要があるものと認識しており、「チイコミ」において電子広告を行っておりますが、後発電子媒体に対して当社が当該対応のタイミングを逸した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後インターネット等の電子媒体の急速な発展が紙媒体の価値を相対的に低下させ、「ちいき新聞」の読者及び広告主が結果として減少した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

③ 人材の獲得及び育成について

当社の従業員数は2021年8月31日現在において170名（臨時従業員72名を除く。）となっております。また、当社の従業員の平均勤続年数は、2021年8月31日現在において7.2年と短いものの、これは今後の事業拡大に備え新規採用及び中途採用をもって従業員の確保を積極的に図っている結果であり、現時点において人員は充足しているものと考えております。

当社は、当社の事業成長を継続するために、今後も着実に人材を確保及び育成していく予定ですが、人材の確保及び育成が質量両面において事業の成長スピードに追いつかない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

当社が保有する知的財産権は、登録済み商標権15件（注）並びに当社が制作した報道記事及び広告の内容に係る多数の著作権であり、当社が保有している、又は取得を出願中である特許権及び実用新案権はありません。また、現在のところ、当社の事業分野において他者に先駆けて特許申請を行わなければならない技術等も存在いたしません。

なお、登録済の商標権の一つである「ちいき新聞」については、その商標登録が完了しているか否かにかかわらずこれが無断で使用され、広告主や読者の当社に対する信用が損なわれるような内容の記事や広告が掲載された場合、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「ハッピージョブ／Happy Job」(登録第4644705号)、「地域通販」(登録第5009735号)、「地域新聞」(登録第5065614号)、「地域新聞社」(登録第5105183号)、「地域新聞社」社章(登録第5377313号)、「ちいきくん」キャラクター(登録第5377314号)、「ちいこみ」(登録第5431607号)、「チイコミ」ロゴ(登録第5559762号)、「ちいき新聞」ロゴ(登録第5606880号)、「チキチキクーポン」(登録第5545679号)、「チイキング」キャラクター(登録第5677445号)、「販促の大学」(登録第6005081号)及び「Happiness」(登録第6005082号)、「カタクリン」キャラクター(登録第557288)、「かぶ造」キャラクター(登録第5572087)の15件であります。

⑤ 個人情報等の管理について

当社は、広告掲載等に係る営業活動を通じて、また、報道記事の取材活動を通じて、顧客情報を始めとする様々な個人情報を入手する機会があります。そこで、当社は、個人情報保護法の規定の趣旨に鑑みて、情報管理の観点から、個人情報の厳正な管理及び漏洩防止手続を定めた個人情報保護関連規程を制定し、加えて当社の全ての役員、従業員及び臨時従業員との間においては機密保持に係る誓約書を個別に締結する等、個人情報の保護並びに個人情報漏洩の未然防止に努めております。

さらに、当社は、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理するとともに、インターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、このような対策をもってしても個人情報を含むそれらの重要情報に係る社外漏洩を防止できず、当該情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社が損害賠償請求の対象となる可能性があります。また、当社の情報管理体制に係る良くない風評が発生し、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 業務管理システムについて

当社は業務管理システムを保有しており、当該システム内に、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報及び取引先等に係る法人基本情報等を蓄積しております。また、当社は、事業の推進に欠かせない各種の管理業務を当該システムによって行っており、当社の業務効率は当該システムに大きく依存しております。

そこで、当社は、不測の事態(アクセスの急増等による一時的な負荷増大に伴うシステムダウン、異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等に伴う停電、故障等)によりこれらの業務管理システムが稼働しているそれぞれのサーバが停止し、又はサーバ上に蓄積されたデータが失われることにより当社の業務の遂行に支障を来さないよう、一定のセキュリティレベルを実現し、かつ、無停電電源装置を備えたサーバ専用室にアプリケーションサーバとデータベースサーバを2台ずつ格納して並行運用するとともに、データの日次バックアップ、バックアップデータの分散型格納を実施する他、サーバの外部委託等考えられる範囲において起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

しかしながら、そのような当社の施策が不十分である場合又は当社の現在の対応では係る影響を十分に軽減できない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、営業自粛等の理由により取引先からの広告出稿が減少しており、当社の企画運営は甚大な影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の終息時期等を予測することは困難なことから、今後も当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要事象等について

当社は、2020年4月から続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響による販促需要の減少を受け、売上高は回復傾向にあるものの依然として不安定な状態にあり、また、前期より継続して営業損失及び当期純損失を計上しております。翌期以降については更なる売上高の回復と経費の適正化により黒字化することを見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、これまで以上に経済停滞が強まれば、当事業年度に81,282千円である純資産は債務超過となる可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するため、以下の対応策を推進してまいります。

① コア事業強化による安定収益確保

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてもなお、本業である「ちいき新聞」広告掲載と、チラシの折込というインフラを生かしたコア事業において安定収益を確保することは当面最大の注力すべき点であります。回復傾向にあるものの、その収益を安定した確実なものにするために、広告主との窓口である営業のプロセスを一新し、売上単価の向上と顧客数の増加を図ります。具体的には、WEBマーケティング及びインサイドセールスを強化し、引合数の増加を目指します。また、ホワイトペーパーダウンロードやウェビナーによるリード獲得、案件化を狙います。これにより見込み度の高い商談や質の良い提案に特化することが可能となり、顧客満足度と取引

継続率の向上を目指します。さらに、引合案件の受注率を向上すべく、営業人員に対する研修を定期的に開催することで営業力を強化、受け持つ顧客のポートフォリオを見直し、千葉県全域への出稿など大きな受注獲得を目指す広域営業部を設置するなど、広告主の予算や要望に合った提案が可能になる体制を築き、収益の増加を図ります。

また、コロナ禍においても安定収益を生んできたチラシの折込については、広告主から好評の「おりびた」（GISによる効果的な折込エリアの提案）を提供する人員を増加することで、より早く、より正確なエリア提案で受注件数を増やすだけでなく、単独ポスティングに近いサービスである“併配”の増加により、折込単価の向上を図ります。

② 求人事業、人材紹介事業などHR事業領域の拡大、成長領域へのリソース集中投下

コロナ禍においても好調で順調に成長しているHR領域をより強化し、継続成長を目指します。事業者において「人」に関する課題は常に存在することから、社内リソースの重点分配事業と位置づけ、中長期的なパートナーとなるために、求人専門媒体「Happiness」を全18版へと拡大するだけでなく、WEB版の展開や、マッチング事業の検討、イベント開催等で求職者と事業者をつなぐ手段を多様化してまいります。また、「ちいき新聞のお手伝い」シリーズについても好調を維持しており、対象業種を拡大し、収益の増加を図ります。

③ 徹底的なコスト削減

当社において最大の原価である「紙」について、紙質を変更することで、費用削減を行います。広告効果や読み手の印象といった品質を担保しながら、環境面への配慮と経費の適正化を行い、費用の削減を図ります。また、固定費適正化の観点から、サービス低下を招かない範囲で営業拠点の統合について検討を行い、採用費用については、媒体を使用しない自社コーポレートサイトからの通年採用へと切り替えることでコンサルティングフィーを削減するなど、販売費及び一般管理費の更なる削減を図ります。

④ WEB事業の販売力強化

世の中の広告デジタル化の流れから、中期的に紙による収益とデジタル収益の占有率を変化させる動きを加速してまいります。具体的には、ポータルサイト「チイコミ！」の販売担当責任者を置き、SEO対策強化を実施します。それにより、検索における広告主の満足度の向上と、サブスクリプションモデルによる安定収益増加のために取引継続率の向上を目指します。また、中期的な収益シェア拡大の観点から、当社が運営するからこそ可能なローカル情報プラットフォームとして再構築し、広告主、地域住民にとって欠かせないWEBサービスへと進化させます。

⑤ 行政案件の受託増と社会課題解決

当社はこれまで中学生向けキャリア教育副教材として「発見たんけん千葉県」を制作・発行し、7市・162の公立中学校に配布をいたしました。今後は小学生版、更に埼玉版など計五つの発行へ拡大いたします。また、地域社会の課題解決は、会社が存在する理由の一つであり、責務でもあることから、官公庁との協定を軸に実績を作り、行政案件の受託件数の増加により、コア事業による広告収入だけではなく販売促進等受注額の拡大を目指します。

⑥ 市場から見た企業価値向上と資金調達

上記対策を着実に、スピード感を持って実行することで、早期の業績回復及び継続的な企業価値向上を実現し、株主及び市場から支持される状態を築きながら、新株予約権行使による未来投資のための資金調達と資本増強を図ります。また、金融機関との緊密な連携関係のもと、当座貸越枠の利用や新型コロナウイルス感染症関連の融資制度を利用し資金調達を行うなど、引き続き金融機関からの資金調達及び新株予約権行使による資金調達等を継続して実施し、財務基盤の安定化に努めてまいります。

これらの施策を実施することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の解消又は改善を図ってまいります。当社は当事業年度末において902,584千円の現金及び預金を保有し、翌事業年度において必要な事業資金を確保していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化している一方で、政府・自治体による各種施策の実施やワクチン接種の加速を受け、徐々に持ち直しの動きがみられました。しかしながら、今夏の感染急拡大により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長により、経済活動の再開にブレーキがかかっております。また、個人消費におきましても、外出自粛ムードが続いており、消費活動の回復は限定的なものとなっております。

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、WEBやSNSを始めとした広告媒体の多様化により、顧客の獲得や価格競争など、依然として厳しい経営環境が続いております。また、主要クライアントである地元の中小店舗は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受け、販促活動に力を割けない状態が続いております。このような状況の下、当社の基盤事業である新聞等発行事業は、2021年8月末現在で、3県45エリアで45版を発行、週間の発行部数は約201万部となりました。

当社の新聞等発行事業におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長が影響し、出稿のキャンセルが発生しており、売上が伸び悩んでおります。紙面企画の好評により取引が拡大しましたが、イベント開催等が見送られることでの販促需要減少の影響を埋めきれず、2021年6月～8月の売上は予算比98%程度に留まっております（前年同期比では112%）。今後は2021年9月より紙面の紙質を変更し、収益性の向上を図るとともに、ブランディング・顧客ポートフォリオなど広告効果を高める仕組みを構築することにより媒体価値を高め広告効果を最大化し収益力を高めてまいります。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム(GIS)を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり、効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現することができております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による取引量の減少傾向は改善しておりますが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長による各所でのイベントの延期及び自粛の影響が大きく、2021年6月～8月の売上は予算比93%程度となりました（前年同期比では117%）。今後は更にSNS広告等を活用し当社の事業を周知することで新規顧客の獲得を増やし、業績の改善を図ってまいります。

その他事業につきましては、新規事業開発や、WEB事業、業者紹介サービス事業、求人媒体事業といったノンコア事業に経営資源を投下し、育成を図っております。WEB事業につきましては2020年10月に実施したコミュニティサイト「チイコミ！」のリニューアルにより、取引単価の向上を図っております。また、WEB商材の販売を加速させるべく社内組織体制を整備しております。求人媒体事業につきましては求人媒体「Happiness」が堅調に売上を伸ばしており、発行回数増による更なる成長を見込んでおります。業者紹介サービスにつきましては、現在8ジャンルの展開で順調に成長をしており、2021年5月より千葉県内の農家で採れた有機野菜セットを定期的に届ける「ちいき新聞の直送おやさい」を展開しております。「ちいき新聞の直送おやさい」は当該事業で初の月額サービスとなっており、事業展開の幅が広がっております。同サービスにつきましては今後、更にサービスの質を向上させつつ、対象ジャンルを広げていく方針であります。

ショッパー社におきましては、これまで業績の立て直しを図り、配布エリアの見直しや人員体制の強化といった施策を実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による販促需要の減少を受け、収益改善が困難であると判断したため、ショッパー社の解散を決定し、当事業年度中に清算終了いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は依然としてあるものの新聞発行事業において取引が拡大したことにより、2,788,407千円（前期比104.3%）と増加いたしました。また、販売費及び一般管理費の圧縮、助成金収入及び売上高の増加が影響し経常損失は50,020千円（前期は経常損失303,862千円）、当期純損失は86,869千円（前期は当期純損失348,106千円）となりました。

② キャッシュ・フロー状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、116,993千円増加し702,584千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において営業活動の結果得られた資金は、60,513千円となりました。これは、主に税引前当期純損失（△92,433千円）、関係会社清算損益（42,412千円）、法人税等の還付額（36,901千円）、減価償却費（35,480千円）等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において投資活動の結果使用した資金は、119,360千円となりました。これは、主に定期預金の払戻による収入（200,000千円）、貸付金の回収による収入（29,453千円）、敷金及び保証金の回収による収入

(11,259千円)、定期預金の預入による支出(△200,000千円)、貸付けによる支出(△120,000千円)、無形固定資産の取得による支出(△22,989千円)等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末において財務活動の結果得られた資金は、175,840千円となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出(△139,992千円)、長期借入れによる収入(280,000千円)、株式の発行による収入(48,857千円)等があったことによるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性について)

当社の資金需要のうち主なものは、当社の成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要に対して当社では、主として手元の資金及び金融機関からの借入金によって資金を確保しております。

なお、当事業年度末において、借入金残高758,362千円、リース債務残高12,049千円、現金及び預金残高902,584千円となっております。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社は、生産、受注及び販売の状況については、セグメント情報に代えて事業別に記載を行っております。

a. 生産実績

当事業年度の実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	590,353	98.1
販売促進総合支援事業 (千円)	92,929	80.3
その他の事業 (千円)	100,084	114.5
合計 (千円)	783,366	97.3

(注) 1. 金額は、売上原価によっております。

2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	1,216,979	100.6
折込チラシ配布事業 (千円)	1,168,159	104.7
販売促進総合支援事業 (千円)	218,676	106.9
その他の事業 (千円)	184,591	127.7
合計 (千円)	2,788,407	104.3

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5〔経理の状況〕 1〔財務諸表等〕 (1)〔財務諸表〕〔注記事項〕の（その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、売上高2,788,407千円（前期比104.3%）と前期の実績を上回りました。これは、販促需要が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長等のマイナス要因が影響しつつも、回復傾向にあったことや、「新聞等発行事業」では紙面企画の好評による取引拡大や「その他の事業」に含まれているマッティング事業の成長によるものであります。

以上の結果、売上高が2,788,407千円（前期比104.3%）と増収し、原価のコントロールと販売費及び一般管理費の圧縮及び助成金の収入もあり増益となりました。

当事業年度の結果を踏まえ、「新聞等発行事業」及び「折込チラシ配布事業」のコア事業については、売上単価の向上と顧客数増加を図り安定した収益を確保に注力いたします。その他にも成長領域へのリソース集中投下や徹底的なコスト削減を図り、利益を追求する体制を再構築してまいります。

当事業年度は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて60,513千円の増加となり、投資活動におけるキャッシュ・フローにおいては、主に定期預金の預入による支出200,000千円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、主に長期借入れによる収入280,000千円がありました。

2022年8月期については、新型コロナウイルス感染症の影響により、単月での業績回復は不安定な状態が続いております。ワクチンの接種率上昇やワクチン接種者の行動制限緩和の実証実験等、業績回復に良い材料も出ておりますが、足元の感染状況は終息には至っていないため、業績の回復速度は現時点で不透明であると判断しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5〔経理の状況〕 1〔財務諸表等〕 (1)〔財務諸表〕〔注記事項〕の（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年4月19日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の募集を行うこと並びにコミットメント条項付き第三者割当契約を割当先のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と締結することを決議いたしました。

(1) 第三者割当増資による新株式発行の概要

① 募集の概要

払込期日	2021年5月6日
発行新株数	普通株式 63,700株
発行価額	1株につき785円
資金調達額	50,004,500円
資本組入額	1株当たり392.5円
資本組入額の総額	25,002,250円
募集又は割当方法	第三者割当方式
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

② 本第三者割当増資による資本金の額の推移

増資前の資本金の額 203,112,500円

増加する資本金の額 25,002,250円

増資後の資本金の額 228,114,750円

③ 本第三者割当増資による発行株式数の推移

増資前の発行済株式総数 1,843,800株

増加する株式の数 63,700株

増資後の発行済株式総数 1,907,500株

④ 資金調達の使途

短期借入金並びに長期借入金の返済資金とし財務基盤を強化する目的であります。

(2) 第4回新株予約権発行の概要

詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、事業の効率化等のため、総額24,655千円の設備投資を実施いたしました。
設備投資の主な内容は、以下のとおりであります。

無形固定資産 自動編集（C A S）システム 18,450千円

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	事業別の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
			建物	機械及び 装置並び に車両運 搬具	工具、器 具及び備 品	リース 資産	無形固定 資産	合計	
本社及び編集センター (千葉県八千代市)	—	統括業務設備 制作設備	2,432	—	2,900	—	35,304	40,638	62 (16)
八千代支社 (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	統括業務設備・営 業設備・制作設備	2,290	—	1,690	—	—	3,981	43 (16)
成田支社 (千葉県成田市)	新聞等発行事業等	営業設備	1,031	—	258	—	—	1,289	5 (3)
船橋支社 (千葉県鎌ヶ谷市)	新聞等発行事業等	営業設備	439	—	249	—	—	688	8 (3)
千葉支社 (千葉市中央区)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	—	—	—	—	14 (4)
柏支社 (千葉県柏市)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	—	—	—	—	10 (4)
越谷支社 (埼玉県越谷市)	新聞等発行事業等	営業設備	0	0	0	—	—	0	8 (2)
千葉配送センター (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	梱包設備	10,343	7,416	1,073	—	—	18,832	17 (17)
埼玉配送センター (埼玉県越谷市)	新聞等発行事業等	梱包設備	2,891	187	393	10,470	—	13,943	3 (7)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー)の平均雇用人員(8時間/日 換算)を記載しております。

3. 上記のほか、賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	賃貸借期間(年)	年間賃借料(千円)
本社及び編集センター	建物	2	4,623
八千代支社	建物	2	9,125
成田支社	建物	2	6,912
船橋支社	建物	3	2,618
千葉支社	建物	1	2,804
柏支社	建物	1	2,880
越谷支社	建物	1	4,200
千葉配送センター	建物	1	10,507
埼玉配送センター	建物	1	3,600

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、予算作成時に年度計画の中で設備投資計画を策定し、決定しております。

なお、2021年8月31日現在における重要な設備の新設、改修計画及び設備の除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,907,500	1,907,500	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	1,907,500	1,907,500	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年4月19日
新株予約権の数（個） ※	6,370
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	—
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 637,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	525 （注）4
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年5月6日 至 2023年5月5日 （注）8
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	（注）5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）9
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）12
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）11

※当事業年度の末日（2021年8月31日）における内容を記載しております。また、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項はございません。

(注) 1. 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式637,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が第11項の規定に従って行使価額（第5項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未

行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第7項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数 6,370個

4. 本新株予約権1個当たりの払込金額 金525円

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、785円とする。ただし、行使価額は第7項に定めるところに従い調整されるものとする。

6. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の6か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が524円（以下「下限行使価額」といい、第7項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) ただし、当社及び割当先が別途同意した場合に限り、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。

7. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合。調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の行使期間

2021年5月6日から2023年5月5日（ただし、2023年5月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。ただし、第11項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

9. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年4月19日）時点における当社発行済株式総数

（1,843,800株）の10%（184,380株）（ただし、第7項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（ただし、第7項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

10. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

11. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編対象会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第8項乃至第11項、第13項及び第14項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
15. 新株予約権の行使請求の方法
 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第8項に定める行使期間中に第16項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
16. 行使請求受付場所
 株式会社地域新聞社 経理部
17. 払込取扱場所
 株式会社千葉銀行 八千代支店
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
 本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を525円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第5項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2021年4月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値872円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。
19. その他
 (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 (2) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
20. 行使価額修正決議
 2021年11月25日公表の「第三者割当による第4回新株予約権の行使価額の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、本新株予約権の発行要項に規定された行使価額の修正条項の適用により、本新株予約権の行使価額を修正することを、当社取締役会において決議いたしました。
- | | |
|---------------|--------------|
| 行使価額修正の通知日 | 2021年11月25日 |
| 修正後行使価額の適用開始日 | 2021年11月26日 |
| 修正前行使価額 | 785円 |
| 修正後行使価額 | 524円（下限行使価額） |

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2011年3月1日（注）1	1,834,581	1,843,800	—	203,112	—	133,112
2021年5月6日（注）2	63,700	1,907,500	25,002	228,114	25,002	158,114

(注) 1. 株式分割（1：200）によるものであります。

2. 第三者割当増資

発行価格 785.0円

資本組入額 392.5円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	1	16	16	13	－	842	888	－
所有株式数 （単元）	－	121	2, 027	3, 920	485	－	12, 514	19, 067	800
所有株式数 の割合（％）	－	0. 64	10. 63	20. 56	2. 54	－	65. 63	100. 0	－

(注) 自己株式467株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に67株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
近間 之文	千葉県印西市	509,700	26.73
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田大手町一丁目6番1号	161,000	8.44
株式会社中広	岐阜県岐阜市東興町27番地	113,000	5.93
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	95,100	4.99
ダイオープリンティング株式会社	東京都豊島区北大塚一丁目13番4号	51,300	2.69
近間 久子	千葉県印西市	49,600	2.60
地域新聞社従業員持株会	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号	37,300	1.96
吉田 康次郎	神奈川県横浜市神奈川区	29,200	1.53
吉田 千映子	神奈川県横浜市神奈川区	28,000	1.47
松戸 晴江	千葉県千葉市稲毛区	27,300	1.43
計	—	1,101,500	57.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,906,300	19,063	—
単元未満株式	普通株式 800	—	—
発行済株式総数	1,907,500	—	—
総株主の議決権	—	19,063	—

(注) 単元未満株式欄の普通株式には、自己株式67株が含まれております。

②【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北 一丁目11番16号	400	—	400	0.02
計	—	400	—	400	0.02

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	467	—	467	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項として認識し、財務状況及び業績等を総合的に勘案し、将来の事業展開に備えて財務体質強化のため必要な内部留保とバランスの取れた還元を実施していく方針であり、配当性向は30%程度を基準としております。

当社は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期純損失を計上し、配当原資となる利益剰余金がマイナスとなっていることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。なお、今後におきましても、内部留保の充実を図りながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとして投入していくこととしております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当等を行うことができる」、また「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。なお、当事業年度に係る剰余金の配当はございません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人たち」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

② 企業統治の体制の概要

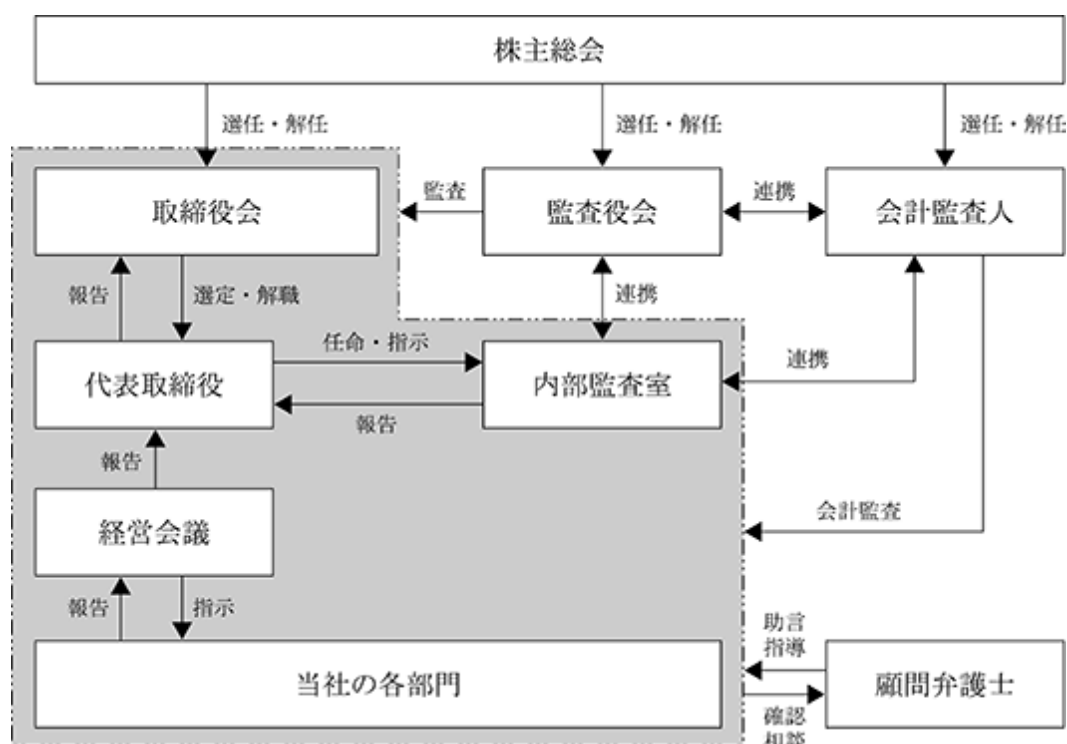
当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む4名（代表取締役社長山田旬、松川真士、金箱義明、田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



③ 企業統治の体制を採用する理由

取締役会及び監査役会に加えて、取締役等で構成する経営会議を連携させることで、企業統治の強化を図ることができていると考えております。

さらに、監査役会を構成する監査役3名は、全員が社外監査役であり、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を十分に果たしていることから、現状の体制としております。

④ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

- a. 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ・代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
 - ・内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
 - ・組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
 - ・内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - ・内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を提案する。
 - ・企業経営及び日常業務に関わる必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。
 - ・「ヘルプライン通報窓口」に内部監査室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
 - ・反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
 - ・財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ・文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
 - ・文書保存及び管理に係る事務に関しては、人事総務部長が所管する。
- c. 当社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制
- ・事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
 - ・「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - ・各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
 - ・クライシスマネジメントについては、BCPマニュアルを基本とし、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、その結果をリスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
 - ・内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営理念、長期基本方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
 - ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
 - ・取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
 - ・取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制の構築を目指すべく、当社内部監査室は当社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役役に報告する。当該報告に基づき、代表取締役役は必要に応じ、内部統制の改善策を策定する。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

g. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

h. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

i. 当社の監査役への報告に関する体制

(当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制)

- ・当社の取締役及び使用人は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。

- i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

- ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

- ・当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

- ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

j. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に報告をした当社役員及び従業員（以下「当社役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をヘルプライン運用規程に明記するとともに、当社役職員に周知徹底する。

k. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

l. その他当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。

- ・当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

- ・当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

- ・当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携して監査業務の執行にあたる。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役（非業務執行取締役）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役との間に会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

⑦ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名（役員のうち女性の比率14.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山田 旬	1970年8月20日生	1994年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命ホールディングス株式会社）入社 1998年4月 同社東大宮支部・蓮田支部支部長補佐 2000年4月 同社大宮中支部支部長 2004年2月 当社入社 2006年9月 当社千葉支社支社長 2009年9月 当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2010年1月 当社営業本部本部長 2010年2月 当社取締役就任 2014年11月 当社常務取締役就任 2019年11月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	14,200
取締役 管理本部 本部長	松川 真士	1981年5月21日生	2004年4月 当社入社 2007年9月 当社成田支社支社長 2008年9月 当社船橋支社支社長 2013年9月 当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月 当社取締役就任（現任） 当社営業本部本部長兼船橋支社長 2015年3月 当社営業本部本部長 2019年3月 当社管理本部本部長（現任）	(注) 3	2,500
取締役 業務本部 本部長兼 編集・制作本部 管掌兼 CS推進室 室長	金箱 義明	1959年2月19日生	1998年5月 当社入社 2000年10月 当社本社営業部部長 2003年7月 当社東葛支社支社長 2006年8月 当社代理店営業部部長 2007年5月 当社退社 2007年6月 個人事業主 2010年8月 当社再入社 2011年9月 当社ボスメイト管理部部長 2014年11月 当社取締役就任（現任） 当社業務本部本部長兼CS推進室室長（現任） 2020年9月 当社編集・制作本部管掌（現任）	(注) 3	4,000
取締役 (注) 1	田中 康郎	1946年2月9日生	1971年4月 判事補任官 1981年4月 東京地方裁判所判事 1985年4月 国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年4月 東京地方裁判所部総括判事 2003年2月 盛岡地方・家庭裁判所長 2005年2月 東京高等裁判所部総括判事 2009年3月 札幌高等裁判所長官 2011年2月 弁護士登録（現任） 2011年4月 明治大学法科大学院教授 2015年3月 株式会社建設技術研究所監査役（現任） 2017年11月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 2	色部 文雄	1949年 2 月 5 日生	1967年 3 月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年 3 月 ビジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年 3 月 同社監査室チーフマネージャー 2005年 4 月 同社常勤監査役 2009年 8 月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	17,600
監査役 (注) 2	小泉 大輔	1970年 9 月 5 日生	1999年 4 月 公認会計士登録 2002年 1 月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2003年 1 月 株式会社K I Aプロフェッショナル (現、株式会社オーナーズブレイン) 設立、取締役 2003年 6 月 新日本監査法人退所 2003年 7 月 株式会社K I Aプロフェッショナル 代表取締役 (現任) 2004年 9 月 税理士登録 2005年 6 月 株式会社アールシーコア監査役 2009年11月 当社監査役就任 (現任) 2010年 6 月 株式会社アイティーフォー監査役 2015年 6 月 株式会社アールシーコア取締役 株式会社アイティーフォー社外取締役 (現任) 2018年 3 月 株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役 (現任) 2018年 5 月 株式会社成和 (現株式会社LOOPLACE) 社外取締役 (現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2	丸野 登紀子	1973年 7 月21日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所 2016年11月 当社監査役 (現任) 2017年 6 月 株式会社ニチリョク監査役 2019年 6 月 ライト工業株式会社監査役 (現任)	(注) 4	—
計					38,300

- (注) 1. 取締役田中康郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2021年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から2022年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
4. 2018年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から2022年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
5. 2021年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から2025年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
6. 当社は、法令に定める監査の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
大賀 祥大	1971年10月28日生	2005年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2005年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年11月 益田法律事務所入所 2013年10月 出澤総合法律事務所入所	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役田中康郎氏は、過去に会社経営に関与していませんが、司法分野での豊富な経験及び知見を生かし、当社の企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、田中康郎氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

常勤監査役色部文雄氏は、上場企業における長年の豊富な経験並びに監査室及び監査役の経験から、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、色部文雄氏は、当社とは取引関係のない東証一部上場企業の出身者であるため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、色部文雄氏は本書提出日現在当社株式（17,600株）を保有しておりますが、当社との間でこれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているので、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、小泉大輔氏は、公認会計士としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、小泉大輔氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しているので、法律専門家としての客観的立場から、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、丸野登紀子氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、丸野登紀子氏と当社との間には、人的関係又は資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準及び方針は、特に定めておりません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会で独立の立場で発言を行うこととしています。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の報告を受け、必要に応じて意見交換をすることにより、内部監査、監査役監査及び会計監査と相互連携した監督機能を果たすこととしております。

社外監査役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会、監査役会で独立の立場で発言を行うこととしております。内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の状況については、取締役会で報告され、社外監査役は取締役会に出席することにより、これらの状況を把握することで相互連携を図っております。また、社外監査役を含む監査役全員は、会計監査人から会計監査の状況について説明を受けることにより、その状況を把握し、会計監査人との相互連携を図っております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会や定例会議等の重要な会議への出席や、重要書類の閲覧、支社等への往査等を通じて、客観的・合理的な監査を実施しております。

（３）【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄部門として内部監査室（人員1名）を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を代表取締役からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査はあらかじめ策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。また、内部監査結果については内部監査実施報告書を作成し、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成し、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっており、かつ、内部監査室は改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しております。

当社の監査役は3名の全てが社外監査役であります。監査役は、内部監査人と連携をとるとともに、各種会議への出席や各拠点の業務監査を通じて、経営の執行状況を直接チェック可能な体制をとっております。

当社は独立的立場に立った会計、法務、経営、内部統制等に関する豊富な経験と専門的な見識を有する社外監査役による助言を受け、経営の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役監査の実効性を高めております。

また、会計監査に資するために、会計監査人との連携を図っております。

当事業年度において監査役会を13回（原則月1回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
色部 文雄	13回	13回
小泉 大輔	13回	13回
丸野 登紀子	13回	13回

② 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、下表のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	齋藤 浩史	三優監査法人
指定社員・業務執行社員	熊谷 康司	

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他3名であります。

なお、当社と上記監査法人又は業務執行社員との間には利害関係はありません。

上記監査法人の継続監査期間は、10年となります。

（注） 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

③ 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議しております。会計監査人の再任については、監査役会にて決議しております。

④ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

⑤ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
24,000	—	21,000	—

⑥ 監査公認会計士等と同一のネットワーク（BDO International）に対する報酬（⑤を除く）
該当事項はありません。

⑦ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

⑧ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
該当事項はありません。

⑨ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し監査役会の同意を得た上で決定しております。

⑩ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断した上で、妥当であると判断し同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年3月5日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である1期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。

各役員の役割や責任を鑑みた報酬等の額とし、その決定については透明性と公正性を確保します。

持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

ロ. 各役員に係る報酬体系

取締役の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案して決定することとし、月額固定報酬となり、その確定額報酬等が個人別の報酬等の全額となります。

監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額固定報酬とします。

ハ. 報酬決定の手続

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。

当社は、各取締役の報酬額を算定する「報酬委員会」にて、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績等を勘案し、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で各取締役の報酬額を算定し、算定額についての代表取締役の評価を経て取締役会で決議しています。

各取締役の評価及び報酬額の決定については、取締役1名と社外監査役1名で構成された報酬委員会の審議を経ることとしています。なお、当事業年度における、各取締役の評価及び報酬額の審議は、2020年10月21日に開催の報酬委員会において行われました。

報酬委員会で審議された各取締役の評価及び報酬額は、代表取締役の決定のもと、取締役会で決議しています。なお、当事業年度における役員報酬の金額は、「役員就業規定」に従い、2020年11月26日開催の取締役会において決議されました。

取締役の報酬限度額は、2005年11月25日開催の株主総会において決定された報酬総額300,000千円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。

監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

監査役の報酬額は、2005年11月25日開催の株主総会において決定された報酬総額30,000千円の範囲内で、監査役会にて決定しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。

ニ. 報酬水準

会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

② 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	46,930	46,930	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	17,097	17,097	—	—	4

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年9月1日から2021年8月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

連結子会社であった株式会社ショッパー社は、当事業年度中に清算終了したため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するために、経理部を中心として、会計監査人との緊密な連携や各種の情報提供、各種団体の主催する研修セミナーなどへの参加、また、専門書及び月刊・週刊で発行される出版物の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	785,591	902,584
売掛金	※2 239,736	262,454
商品及び製品	38	37
配布品	10,514	10,594
仕掛品	6,224	8,854
貯蔵品	990	1,372
前払費用	18,837	18,696
その他	※2 48,979	4,210
貸倒引当金	△978	△2,399
流動資産合計	1,109,933	1,206,406
固定資産		
有形固定資産		
建物	27,474	19,428
機械及び装置	10,281	7,412
車両運搬具	105	191
工具、器具及び備品	9,320	6,566
リース資産	16,820	10,470
有形固定資産合計	※1 64,002	※1 44,069
無形固定資産		
ソフトウェア	26,197	35,304
その他	0	0
無形固定資産合計	26,197	35,304
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	560,000	—
繰延税金資産	—	4,395
その他	73,250	46,413
貸倒引当金	△568,757	△2,269
投資その他の資産合計	64,493	48,539
固定資産合計	154,693	127,913
資産合計	1,264,626	1,334,319

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 110,288	103,211
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	139,992	156,642
リース債務	7,053	7,244
未払金	166,997	163,271
未払費用	1,362	3,074
前受金	6,547	8,910
賞与引当金	165	2,053
ポイント引当金	500	—
資産除去債務	6,510	—
その他	8,061	31,344
流動負債合計	647,478	675,752
固定負債		
長期借入金	278,362	401,720
リース債務	12,049	4,805
退職給付引当金	140,053	149,259
関係会社事業損失引当金	47,200	—
資産除去債務	21,263	21,279
繰延税金負債	2,974	—
その他	440	220
固定負債合計	502,344	577,284
負債合計	1,149,823	1,253,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,112	228,114
資本剰余金		
資本準備金	133,112	158,114
資本剰余金合計	133,112	158,114
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△220,741	△307,611
利益剰余金合計	△220,741	△307,611
自己株式	△679	△679
株主資本合計	114,803	77,938
新株予約権	—	3,344
純資産合計	114,803	81,282
負債純資産合計	1,264,626	1,334,319

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9 月 1 日 至 2020年 8 月31日)	当事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)
売上高	※1 2,674,214	※1 2,788,407
売上原価	※1 783,036	※1 783,366
売上総利益	1,891,178	2,005,040
返品調整引当金戻入額	270	—
差引売上総利益	1,891,448	2,005,040
販売費及び一般管理費	※2 2,096,474	※2 2,056,101
営業損失(△)	△205,026	△51,060
営業外収益		
受取利息	※1 4,213	※1 5,117
保険解約益	7,968	—
助成金収入	3,724	11,605
その他	1,749	700
営業外収益合計	17,654	17,424
営業外費用		
支払利息	2,983	4,840
貸倒引当金繰入額	110,000	—
関係会社事業損失引当金繰入額	3,507	—
新株予約権発行費	—	9,315
その他	—	2,228
営業外費用合計	116,490	16,384
経常損失(△)	△303,862	△50,020
特別損失		
減損損失	※3 3,095	—
固定資産除却損	0	—
関係会社清算損	—	※4 42,412
特別損失合計	3,095	42,412
税引前当期純損失(△)	△306,958	△92,433
法人税、住民税及び事業税	2,066	1,806
法人税等還付税額	△22,399	—
法人税等調整額	61,482	△7,369
法人税等合計	41,148	△5,563
当期純損失(△)	△348,106	△86,869

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品		1,269	0.2	1,090	0.1
II 労務費		211,482	27.0	221,844	28.3
III 経費	※	570,284	72.8	560,431	71.6
売上原価		783,036	100.0	783,366	100.0

前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。		(原価計算の方法) 同左	
※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。		※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。	
外注費 511,241千円		外注費 497,825千円	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	203, 112	133, 112	133, 112	132, 895	132, 895	△654	468, 466	468, 466
当期変動額								
剰余金の配当				△5, 530	△5, 530		△5, 530	△5, 530
当期純損失（△）				△348, 106	△348, 106		△348, 106	△348, 106
自己株式の取得						△25	△25	△25
当期変動額合計	－	－	－	△353, 636	△353, 636	△25	△353, 662	△353, 662
当期末残高	203, 112	133, 112	133, 112	△220, 741	△220, 741	△679	114, 803	114, 803

当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	203, 112	133, 112	133, 112	△220, 741	△220, 741	△679	114, 803	－	114, 803
当期変動額									
新株の発行	25, 002	25, 002	25, 002				50, 004		50, 004
当期純損失（△）				△86, 869	△86, 869		△86, 869		△86, 869
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－	3, 344	3, 344
当期変動額合計	25, 002	25, 002	25, 002	△86, 869	△86, 869	－	△36, 865	3, 344	△33, 521
当期末残高	228, 114	158, 114	158, 114	△307, 611	△307, 611	△679	77, 938	3, 344	81, 282

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 8 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△92,433
減価償却費	35,480
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,067
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,887
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,206
関係会社清算損益 (△は益)	42,412
新株予約権発行費	9,315
受取利息	△5,117
支払利息	4,840
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,712
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,090
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,076
未払消費税等の増減額 (△は減少)	23,468
その他	25,485
小計	23,600
利息の受取額	5,888
利息の支払額	△4,840
法人税等の支払額	△1,036
法人税等の還付額	36,901
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,513
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△200,000
定期預金の払戻による収入	200,000
有形固定資産の取得による支出	△2,205
無形固定資産の取得による支出	△22,989
貸付けによる支出	△120,000
貸付金の回収による収入	29,453
長期前払費用の取得による支出	△8,256
敷金及び保証金の回収による収入	11,259
資産除去債務の履行による支出	△6,483
その他	△138
投資活動によるキャッシュ・フロー	△119,360
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	280,000
長期借入金の返済による支出	△139,992
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△7,053
株式の発行による収入	48,857
新株予約権の発行による支出	△5,971
財務活動によるキャッシュ・フロー	175,840
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	116,993
現金及び現金同等物の期首残高	585,591
現金及び現金同等物の期末残高	※ 702,584

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、配布品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 商品及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～26年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。ただし、支給額が確定している未払従業員賞与については、未払費用及び未払金に計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

なお、当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りは、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の終息時期を予測することは困難なことから、当社が現在入手している情報等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症による影響は2022年8月以降も一定期間にわたり継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。また、新型コロナウイルス感染症の終息時期を予測することは困難なことから、影響が長期化し、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、金額に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 固定資産の減損に関する見積り

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 ー千円

有形固定資産 44,069千円

無形固定資産 35,304千円

②財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は減損損失を認識するに当たり、各事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

当社は継続して営業損失を計上した各事業部門の固定資産及び全社資産に係る固定資産について、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、当事業年度では当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率を主要な仮定としております。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 4,395千円

②財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産については、翌事業年度の課税所得の発生時期及び金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

翌事業年度の課税所得の発生見込及び将来減算一時差異の解消見込については、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率を主要な仮定としております。

当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の五つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2020年3月31日 企業会計基準第31号)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	134,431千円	140,896千円

※2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外の金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
短期金銭債権	24,992千円	一千円
短期金銭債務	3,233千円	一千円

(損益計算書関係)

※１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	61,985千円	26,160千円
売上原価	21,936千円	6,824千円
受取利息	4,123千円	4,936千円

(注) 連結子会社であった株式会社ショッパー社は、当事業年度中に清算終了いたしました。

※２．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
配布業務委託料	793,272千円	821,669千円
貸倒引当金繰入額	△312千円	1,480千円
役員報酬	84,820千円	64,027千円
給与手当	625,479千円	613,820千円
賞与引当金繰入額	165千円	2,053千円
退職給付費用	10,834千円	11,437千円
減価償却費	35,341千円	29,409千円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
販売費	66.5%	66.4%
一般管理費	33.5%	33.6%

※３．減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

用途・場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 (千葉支社、千葉県千葉市)	建物	1,112
事業用資産 (柏支社、千葉県柏市)	建物	1,087
事業用資産 (越谷支社、埼玉県越谷市)	建物、工具器具備品	895

当社は減損損失を認識するに当たり、本社及び各支社の事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

千葉支社、柏支社及び越谷支社については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当社資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値をゼロとして算定しております。

当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

該当事項はありません。

※４．関係会社清算損

連結子会社であった株式会社ショッパー社の清算に伴うものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,843,800株	—	—	1,843,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	436株	31株	—	467株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 31株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	5,530	利益剰余金	3.0	2019年8月31日	2019年11月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,843,800株	63,700株	—	1,907,500株

(変動事由の概要)

2021年5月6日を払込期日とする第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対し新株式発行を行い、発行済株式の総数が63,700株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	467株	—	—	467株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	—	637,000	—	637,000	3,344
合計		—	—	637,000	—	637,000	3,344

(変動事由の概要)

第4回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金勘定	902,584千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000千円
現金及び現金同等物	702,584千円

(注) 前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として新聞等発行事業における丁合設備(機械及び装置・工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度（2021年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	902,584	902,584	—
(2) 売掛金 (※1)	260,055	260,055	—
資産計	1,162,640	1,162,640	—
(1) 買掛金	103,211	103,211	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	163,271	163,271	—
(4) 長期借入金 (※2)	558,362	557,812	△549
負債計	1,024,844	1,024,295	△549

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

現金及び預金並びに売掛金は全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

買掛金、短期借入金及び未払金は全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年8月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	902,584
売掛金	262,454
合計	1,165,039

(注) 3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

当事業年度（2021年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	156,642	134,990	104,184	75,818	39,984	46,744
合計	156,642	134,990	104,184	75,818	39,984	46,744

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格が無く時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。また、当該子会社である株式会社ショッパース社は、当事業年度中に清算終了したため、当事業年度末に該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
退職給付引当金の期首残高	140,053千円
退職給付費用	15,230千円
退職給付の支払額	△6,023千円
退職給付引当金の期末残高	149,259千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2021年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	149,259千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,259千円
退職給付引当金	149,259千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,259千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度 15,230千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 8 月31日)	当事業年度 (2021年 8 月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額否認	50千円	625千円
未払法定福利費否認	7千円	87千円
未払事業税	727千円	－千円
税務上の繰越欠損金 (注)	59,173千円	295,670千円
貸倒引当金繰入額否認	173,538千円	1,422千円
退職給付引当金否認	42,659千円	45,463千円
減損損失否認	3,000千円	2,564千円
減価償却費否認	676千円	412千円
資産除去債務	8,459千円	6,481千円
関係会社株式評価損否認	8,478千円	－千円
関係会社事業損失否認	14,377千円	－千円
その他	152千円	－千円
繰延税金資産小計	311,301千円	352,728千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△59,173千円	△292,411千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△252,127千円	△53,010千円
評価性引当額小計 (注)	△311,301千円	△345,422千円
繰延税金資産合計	－千円	7,306千円
繰延税金負債		
資産除去費用	2,974千円	1,699千円
未収事業税	－	1,211千円
繰延税金負債合計	2,974千円	2,910千円
繰延税金資産純額 (△は負債)	△2,974千円	4,395千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2021年 8 月31日)

(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠 損金 (※)	－	－	－	－	－	295,670	295,670
評価性引当額	－	－	－	－	－	△292,411	△292,411
繰延税金資産	－	－	－	－	－	3,258	3,258

(※) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～15年と見積り、割引率は0.000～1.051%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
期首残高	27,773千円
時の経過による調整額	54千円
資産除去債務の履行による減少額	6,548千円
期末残高	21,279千円

(セグメント情報等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

【セグメント情報】

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

広告関連事業以外は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ショッパー社	千葉県 八千代市	90,000	広告業	所有 直接100%	役員の兼任と資金援助	資金の貸付 (注1) 資金の返済 (注1) 債権放棄 (注2) 利息の受取 (注1)	120,000 30,386 649,613 4,936	— — —	— — —

- (注) 1. 株式会社ショッパー社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 株式会社ショッパー社は2021年8月16日に清算終了しております。当社はこの清算に際し、同社に対する貸付金649,613千円の債権放棄を行っております。過年度において、同債権については560,000千円の貸倒引当金を個別に設定しており、また同社に対して関係会社事業損失引当金47,200千円を設定していることから、当事業年度においては、差額の42,412千円を関係会社清算損として特別損失に計上しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	62.28円	40.86円
1株当たり当期純損失金額(△)	△188.84円	△46.60円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	114,803	81,282
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	3,344
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	114,803	77,938
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,843,333	1,907,033

4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失(△)(千円)	△348,106	△86,869
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△348,106	△86,869
普通株式の期中平均株式数(株)	1,843,360	1,863,926

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	89,635	—	11,705	77,929	58,501	8,045	19,428
機械及び装置	23,205	—	—	23,205	15,792	2,868	7,412
車両運搬具	2,377	256	—	2,633	2,442	169	191
工具、器具及び備品	45,115	1,709	3,727	43,097	36,531	4,464	6,566
リース資産	38,100	—	—	38,100	27,629	6,349	10,470
有形固定資産計	198,433	1,965	15,432	184,966	140,896	21,898	44,069
無形固定資産							
ソフトウェア	50,899	22,689	13,295	60,293	24,988	13,582	35,304
その他	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	50,899	22,689	13,295	60,293	24,988	13,582	35,304
長期前払費用	—	8,256	2,260	5,995	—	—	5,995

(注) ソフトウェアの当期増加額において主要な資産は次のとおりであります。

「自動編集（C A S）システム」18,450千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.39	—
1年以内に返済予定の長期借入金	139,992	156,642	0.67	—
1年以内に返済予定のリース債務	7,053	7,244	2.89	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	278,362	401,720	0.59	2022年 ～2027年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	12,049	4,805	2.89	2023年
合計	637,457	770,411	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	134,990	104,184	75,818	39,984	46,744
リース債務	4,805	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	569,735	2,735	566,547	1,254	4,668
賞与引当金	165	2,053	165	—	2,053
ポイント引当金	500	—	500	—	—
関係会社事業損失引当金	47,200	—	47,200	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	843
預金	
当座預金	1,341
普通預金	700,399
定期預金	200,000
小計	901,740
合計	902,584

ロ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
マネーフォワードケッサイ 株式会社	87,795
株式会社 アクアガード	12,545
千葉市	7,973
株式会社 日本水道センター	6,297
株式会社 電通東日本	5,543
その他	142,299
合計	262,454

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
239,736	3,024,606	3,001,887	262,454	91.9	30

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品	
通販在庫	37
合計	37

ホ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
編集・制作部 労務費	4,059
新聞広告制作外注費用	223
その他	4,571
合計	8,854

ヘ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
貯蔵品	
クオカード	637
その他	735
合計	1,372

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
ダイオープリンティング株式会社	78,252
株式会社ニシカワ	10,121
L I N E 株式会社	1,801
株式会社若草印刷	1,532
三浦印刷株式会社	897
その他	10,606
合計	103,211

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員 (給与)	72,208
ポスメイト (配布業務委託料)	54,017
ノブオ運送	6,467
船橋社会保険事務所	5,787
三井住友カード株式会社	3,356
その他	21,433
合計	163,271

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	—	—	—	2,788,407
税引前四半期(当期) 純損失金額(千円)	—	—	—	△92,433
四半期(当期) 純損失金額(千円)	—	—	—	△86,869
1株当たり四半期(当期) 純損失金額(円)	—	—	—	△46.60

(注) 当社連結子会社であった株式会社ショッパー社は当事業年度中に清算終了したことから、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の単体財務諸表の作成はしていないため記載を省略しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失金額(円)	—	—	—	—

(注) 当社連結子会社であった株式会社ショッパー社は当事業年度中に清算終了したことから、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の単体財務諸表の作成はしていないため記載を省略しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9 月 1 日から 8 月 31 日まで
定時株主総会	11 月中
基準日	8 月 31 日
剰余金の配当の基準日	8 月 31 日、2 月末日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 － 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 https://chiikinews.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）2020年11月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年11月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第37期第1四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月8日関東財務局長に提出。

第37期第2四半期（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）2021年4月9日関東財務局長に提出。

第37期第3四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）2021年7月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年11月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年11月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2021年4月14日関東財務局長に提出。

事業年度（第36期）（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

2021年4月19日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2021年4月23日関東財務局長に提出。

2021年4月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年11月25日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋藤 浩史
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 熊谷 康司
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、前期より継続して営業損失及び当期純損失を計上しており、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、これまで以上に経済停滞が強まれば、当事業年度末に81,282千円である純資産は債務超過となる可能性がある。そのため、経営者は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると評価している。 経営者は、当該状況を解消又は改善するための対応策として、①コア事業強化による安定収益確保、②求人事業、人材紹介事業などHR事業領域の拡大、成長領域へのリソース集中投下、③徹底的なコスト削減、④WEB事業の販売力強化、⑤行政案件の受託増と社会課題解決、⑥市場から見た企業価値向上と資金調達を実施することにより、当該状況の解消又は改善を図るとともに、翌期において必要な事業資金を確保していることから継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。 当該対応策は、事業計画及び資金計画に含まれる新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率等については不確実性を伴い、広範囲に経営者の判断が必要となり、実行する経営者の意思及び能力に影響を受けることから、当監査法人は継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消又は改善するための経営者による対応策を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・経営者が立案した対応策の具体的な内容について、経営者及び財務担当者に質問を実施するとともに、当該対応策の実施状況を示す資料等を閲覧した。 ・期末日後1年間に実施される対応策について、取締役会において承認された事業計画及び資金計画との整合性を確かめた。 ・過年度の事業計画と実績との乖離要因を分析し、事業計画の精度を検討した。また、経営者及び財務担当者に質問するとともに、関連資料を閲覧することにより、分析した乖離要因が当期に策定された事業計画及び資金計画に適切に反映されているか、並びに、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率等の重要な仮定は過去の実績及び営業状況と比較して合理的であるかを評価した。 ・事業計画及び資金計画における経営者の見積りを評価するため、過去の実績及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事業計画及び資金計画に対してストレス・テストを実施した。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末において、有形固定資産44,069千円及び無形固定資産35,304千円を計上している。【注記事項】（重要な会計上の見積り）(1)固定資産の減損に関する見積りに記載されている通り、会社は、継続して営業損失を計上した各事業部門の固定資産及び全社資産に係る固定資産について減損の兆候があると判断したものの、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を超えるため、減損損失は計上していない。 当該将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会において承認された事業計画及び資金計画に基づくものであるが、当該計画における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率等の重要な仮定は見積りの不確実性を伴い、広範囲に経営者の判断が必要となり、実行する経営者の意思及び能力に影響を受けることから、当監査法人は固定資産の減損を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、固定資産の減損を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 ・主要な資産の経済的残存使用年数と将来キャッシュ・フローの見積期間の整合性を検討した。 ・取締役会により承認された事業計画及び資金計画と将来キャッシュ・フローとの整合性を確かめた。 ・過年度の事業計画と実績との乖離要因を分析し、事業計画の精度を検討した。また、経営者及び財務担当者に質問するとともに、関連資料を閲覧することにより、分析した乖離要因が当期に策定された事業計画及び資金計画に適切に考慮されているか、並びに、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の増加、WEB事業の売上成長率等の重要な仮定は過去の実績及び営業状況と比較して合理的であるかを評価した。 ・経営者の将来キャッシュ・フローの見積りを評価するため、過去の実績及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当該将来キャッシュ・フローの基礎となっている事業計画及び資金計画に対してストレス・テストを実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2021年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2021年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。